

道路占用許可手続マニュアル

静岡県交通基盤部道路局道路保全課

平成31年4月改訂版

目 次

1 道路占用制度の概要	
(1) 道路の特別使用	1
(2) 占用の基本的な考え方	1
(3) 占用物件の種類	1
2 道路占用許可申請手続	
(1) 手続の流れ	3
(2) 許可申請書記載例	4
(3) 申請書に添付する書類	6
(4) 許可基準と審査内容	6
3 道路使用許可	
(1) 道路使用許可が必要な行為	7
(2) 申請手続の窓口	7
4 静岡県道路工事執行連絡協議会	
(1) 協議会の趣旨	8
(2) 協議会における調整事項	8
(3) 協議会開催の流れ	8
5 道路で実施する工事の規制	
(1) 工事の制限措置	9
(2) 掘削の制限措置	9
6 光ファイバー等の敷設に関する取扱い	
(1) 電線共同溝への入溝	10
(2) その他の特殊な敷設方法	11
7 工事の施工要領	
(1) 工事実施の方法に関する法令	12
(2) 占用の場所に関する法令	12
(3) 占用物件の構造に関する法令	12
(4) 工事に関する本県の基準	12
(5) 占用の条件	13
8 各土木事務所が管理する道路と占用の窓口	15
付録1 道路占用料一覧表	17
付録2 道路占用料減免一覧表等	23
付録3 警察署の道路使用許可の窓口一覧表	26
<作成・改訂履歴>	27

1 道路占用制度の概要

(1) 道路の特別使用

道路は本来一般交通の用に供されるものです。しかし私達は道路を中心に生活圏を築いているため、生活の場として利用されることも道路の大切な役割の一つです。このように、本来と異なる使い方で道路を使用するための制度が「道路占用」制度です。

(2) 占用の基本的な考え方

道路占用とは、「道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用」することで、道路管理者の許可が必要です。これは少なからず道路交通の妨げとなることですから、道路法で定められた一定の物件以外は占用物件として認められません。

また、対象となる道路は車道や歩道上だけではなく、路肩や法面のりめん（斜面）、道路として管理している施設（街灯など）、さらに上空や地下も含まれることに注意が必要です。

もちろん、道路は公共物ですので、公共性のないもの、道路の構造や交通の安全に与える支障が大きい場合は占用を認められないこともあります。

(3) 占用物件の種類

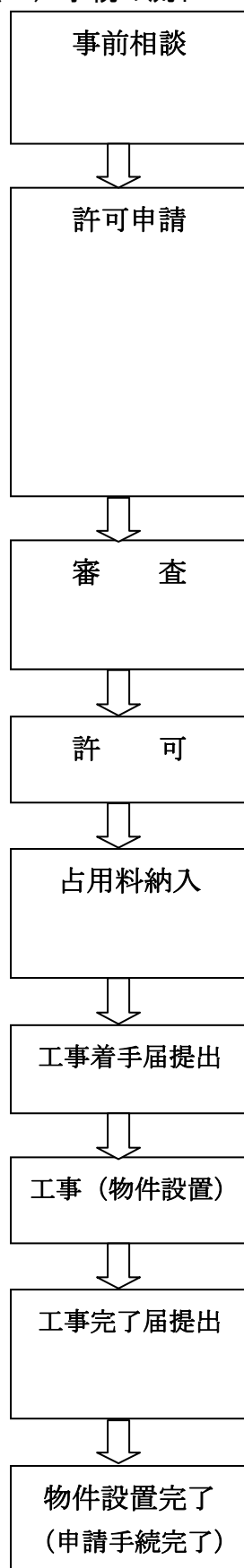
道路法及び道路法施行令で定められている占用物件は次のものです。ただし、これらの物件の設置を認めるかどうかは道路管理者の判断に任されており、なかには占用を認められないものもあります。

- ① 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱（郵便ポスト）、公衆電話所（電話ボックス）、広告塔その他これらに類する工作物
- ② 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- ③ 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- ④ 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- ⑤ 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- ⑥ 露店、商品置場その他これらに類する施設
- ⑦ a 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
b 太陽光発電設備及び風力発電設備
c 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
d 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設
e 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
f 防火地域において、既存建築物を除去して耐火建築物を建築する場合において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
g 市街地再開発事業の施行区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設
h 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、通行者又は利用者の利便の増進に資するもの。
i トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

- j 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設、自動車駐車場
 - ①都市計画法による高度地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
 - ②都市再生特別措置法に規定する特定都市道路
- k 非常災害が発生した区域内の道路に設ける応急仮設建築物で、被災者が居住するため必要なもの
- l 道路の区域内に設ける自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具
- m 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所、自動車修理所

2 道路占用許可申請手続

(1) 手続の流れ



道路占用が必要になったら、まず所轄の土木事務所に相談してください。必ずしも必要な手続ではありませんが、申請事務を円滑に進めるために前もって工事時期の調整などを行います。

工事時期の調整などが終了したら、土木事務所又は支所に、申請書の正本及び副本（支所の場合副本は2部）を作成して提出してください。申請書には各種図面などを添付する必要があります。（（3）申請書に添付する書類を参照）

申請書の用紙は土木事務所で入手するか、又はインターネットで静岡県ホームページの申請書類等ダウンロードサービスを利用してください。（<http://www.pref.shizuoka.jp>）

土木事務所で占用物件設置内容の審査を行います。必要な場合には土木事務所から補正要求があるので補正をお願いします。通常、審査には2～4週間程度かかります。

審査の結果、許可の場合は許可証が交付されます。この時点で占用物件の設置が認められることとなります。

許可後に送付される納入通知書を受け取ったら、最寄りの銀行などで期日までに占用料を支払ってください。ただし占用料免除の場合は不要です。（占用料の金額は付録の一覧表を参照）

工事を開始する前に、必ず工事着手届を所轄の土木事務所に提出してください。

（物件を設置するのに工事を伴わない場合、着手届及び完了届は不要です。）

工事が完了したら、速やかに工事完了届（必ず施工前・中・後の写真添付）を所轄の土木事務所に提出してください。場合により土木事務所で現地を見るなどして工事完了を確認します。

これで手続は終了ですが、道路交通に支障がないよう、常に物件の管理・点検をお願いします。物件の管理を怠っている場合には、罰則を科す可能性があります。

（※ 道路占用許可とは別に、所轄警察署の道路使用許可が必要となる場合があります。）

(2) 許可申請書記載例

(記載例1)

① 許可申請
道路占用 書
協 議

②	新	更	変	(番 号)
	規	新	更	年 月 日

静岡県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

平成△△年△△月△△日

③ 〒 △△△-△△△△
住 所 ○○市○○字○○△△番の△△
氏 名 株式会社○○ 代表取締役社長 ○○○○ 印
担当者 ○○部○○課○○係 ○○○○
TEL △△△-△△△△-△△△△

① 道路法 第32条 の規定により ① 許可を申請 します。
第35条 協 議

占用の目的	認定電気通信事業用の光ファイバーケーブルを敷設するため		
④ 占用の場所	路線名	県道 ○○○○線	車道 ・ 歩道 ・ その他
	場所	○○市○○字○○△△番の△△地先から同市○○字○○△△番の△△地先	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	通信線 (光ファイバーケーブル)	光ファイバーケーブル 100 芯 外径 △△mm	△条 △△△. △m
占用の期間	許可の日から △△年△△月△△日まで	占用物件 の 構 造	別添構造図のとおり
工事の期間	△△年△△月△△日から △△年△△月△△日まで	工 事 実 施 の 方 法	既設電柱に通信線を架設する。 (請負工事にて実施)
道路の 復旧方法	掘削工事なし	⑤ 添付書類	位置図 平面図 公図写 構造図 横断図 占用箇所の写真
備 考			

記載要領

- ① 1 「許可申請 協 議」、「第32条 及び 第35条」 「許可を申請 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- ② 2

新	更	変
規	新	更

 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- ③ 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- ④ 5 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 6 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- ⑤ 7 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

(記載例2)

① 許可申請
道路占用 書
協 議

②	新 規	更 新	変 更	(番 号)
				年 月 日

静岡県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

平成△△年△△月△△日

③ 〒 △△△-△△△△
住 所 ○○市○○字○○△△番の△△
氏 名 ○○商店 店長(代表) ○○○○ 印
担当者 ○○○○
TEL △△△-△△△-△△△△

① 道路法 第32条 の規定により ① 許可を申請 します。
第35条 協 議

占用の目的	店舗広告用看板設置のため		
④ 占用の場所	路線名	県道 ○○○○線	車道 ・ 歩道 ・ その他
	場 所	○○市○○字○○△△番の△△地先	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
	店舗広告看板 (上空突出)	支柱の高さ△△. △m 看板縦△△cm、横△△cm	△基(△枚) 占用する面積△△. △㎡
占用の期間	許可の日から △△年△△月△△日まで	占 用 物 件 の 構 造	鉄骨造(構造図参照)
工事の期間	△△年△△月△△日から △△年△△月△△日まで	工 事 実 施 の 方 法	民有地において支柱を設置する。 (請負工事にて実施)
道 路 の 復 旧 方 法	掘削工事なし	⑤ 添 付 書 類	位置図 平面図 公図写 構造図 横断図 占用箇所の写真
備 考			

記載要領

- ① 1 「許可申請 」、「第32条 及び 「許可を申請 については、該当するものを○で囲むこと。
協 議」 第35条」 協 議」
- ② 2

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書
又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- ③ 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及
び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合において
は、押印を省略することができる。
- ④ 5 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点
を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 6 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを
() 書きすること。
- ⑤ 7 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を
添付した場合に、その書類名を記載すること。

(3) 申請書に添付する書類

許可申請をする場合、申請書（正本及び副本）に次の書類を添付してください。詳細や不明な点は所轄の土木事務所に問い合わせてください。

- ①道路の占用の場所及びその附近を表示した位置図（縮尺 1/2, 500～1/50, 000）
- ②道路の占用の場所及びその附近を表示した見取図
- ③道路の占用の場所の平面図、求積図、縦断図及び横断図（縮尺 1/200～1/600）
- ④道路を占有しようとする工作物、物件又は施設の構造図（縮尺 1/10～1/100）
- ⑤公図の写し（道路敷地と民地との境界が不明確な場合）
- ⑥道路の復旧に関する設計書及び仕様書（道路の掘り返しを伴う工事の場合）
- ⑦道路の占用の場所の写真
- ⑧その他必要な書類（道路上で工事を行う場合の交通規制図など）

(4) 許可基準と審査内容

提出された許可申請書について、次のことを審査して許可するかどうかを判断します。内容としては、法定の基準が①～③、道路管理者として許可してもいいかどうかの判断基準が④～⑧となっています。

- ①道路法又は同法施行令に定められた物件であるか。
- ②道路敷地外に余地がなくやむを得ないものであるか。
- ③道路法施行令に定められた基準（場所、構造等）に適合しているか。
- ④静岡県の定める基準（場所、構造等）に適合しているか。
- ⑤設置の公益性、必要性はあるか。
- ⑥道路計画などと突き合わせて設置に支障はないか。
- ⑦道路の構造に支障はないか。
- ⑧交通の安全に支障はないか。

申請に当たっては、これらのことを参考にして設置場所や設置方法を検討してください。手続もスムーズに進行します。

なお、これらに関する不明な点などは所轄の土木事務所に相談してください。

※法定の許可基準については、**7 工事の施工要領**を参照してください。

3 道路使用許可

(1) 道路使用許可が必要な行為

次のような行為を行うには、道路占用許可とは別に道路交通法第77条に基づく所轄警察署の道路使用許可が必要なので注意してください。

- ①道路において工事若しくは作業をしようとする行為
- ②道路に石碑、銅像、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為
- ③場所を移動しないで、道路に露店、屋台店等を出そうとする行為
- ④そのほか、公安委員会が定める一定の行為（祭礼行事、ロケーション等）

(2) 申請手続の窓口

申請の窓口は、所轄警察署の交通規制係です。申請もそちらに行うこととなりますので、必要があれば事前に問い合わせてください。

※ 問合せ先は、**付録 警察署の道路使用許可の窓口一覧表**を参照してください。

4 静岡県道路工事執行連絡協議会

(1) 協議会の趣旨

道路占用物件の設置や修繕のためには、道路の掘削を伴う工事を実施しなければならない場合があります。この工事をあちこちで無計画に実施すると、交通規制のため渋滞が発生するなどして一般交通に大変迷惑を掛けるほか、道路交通に危険も生じます。また道路管理者としても、そのような工事をむやみに実施されては道路の修繕などの工事にも支障が生じるので大変問題です。

そこで静岡県では、土木事務所ごとにその管轄内の道路管理者、警察、消防、関係公益事業者（水道、下水道、ガス、電気、電気通信の各事業者）、バス事業者などを集め、各々工事計画を突き合わせ、施行時期や施行方法、事故防止策などの調整を行っています。これが道路工事執行連絡協議会で、年に1～2回程度実施しています。

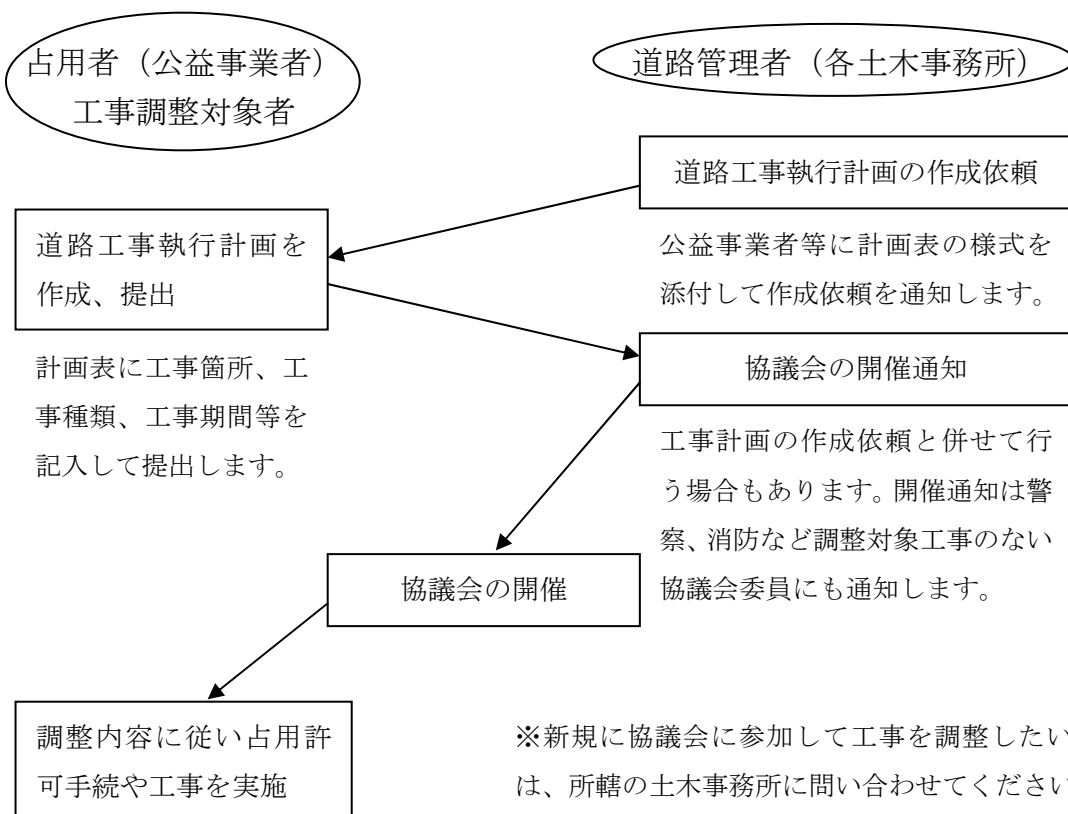
(2) 協議会における調整事項

この協議会で調整している事項は次のようなものです。

- ・道路の掘り返しの規制とその取扱い
- ・交通障害を最小限度にとどめるための工事の施行時期及び施行方法の調整
- ・道路の損傷を最小限度にとどめ事故を防止するための工事の実施方法の改善
- ・その他必要事項の連絡調整

なお、調整対象としているのは、道路管理者の行う道路の維持修繕などの工事と、公益事業者の行う道路の掘削を伴う占用工事などです。

(3) 協議会開催の流れ



5 道路で実施する工事の規制

(1) 工事の制限措置

交通量が大変増加する年末年始や夏休み、ゴールデンウィークなどの時期においては、交通渋滞の緩和を図るために、車線規制を伴うような道路上の工事を制限する場合があります。

特に年末年始は、全県的に期間を定め、緊急の工事以外は原則として工事を制限しているところです。また、年度末に工事が集中することへの皆様方の批判が多いこともあり、毎年3月の1か月間、主要な JR 駅の周辺等で必要と認められる箇所において工事の制限を行っています。

その他、各々の地域の事情などに合わせて、時期を定めて一定の期間工事の制限を実施する場合があります。

これらの工事制限に当たっては、占用工事に関しても御協力をいただいているところですので、工事計画の作成などに御配慮をお願いします。

(2) 掘削の制限措置

道路の地下に埋設する占用物件の設置には、道路の掘削が必要です。しかし、せっかく舗装した道路をすぐに掘り返されては舗装工事が無駄になってしまいますし、交通渋滞が繰り返し発生する大きな原因となります。そこで原則として、舗装工事を実施した場所については、高級舗装（※1）にあつては5年、簡易舗装（※2）にあつては3年が経過しない限り掘削を認めないこととしています。その場所における占用物件の埋設もやむを得ない場合を除き認められないこととなりますので、埋設占用物件の設置計画の作成の際には、前もって所轄の土木事務所で確認してください。

※1 高級舗装：通常、アスファルト舗装のものを指します。現在はほとんどの場合道路の舗装は高級舗装で行っています。

※2 簡易舗装：高級舗装以外の簡易な舗装を指します。現在はあまり利用されない舗装です。

6 光ファイバー等の敷設に関する取扱い

(1) 電線共同溝への入溝

①電線共同溝の整備

電線共同溝の整備は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき手続が行われます。電線共同溝を整備することとなった道路については、まず、電線共同溝整備道路の指定の手続を行います。このとき、事前に関係する電力会社や通信事業者等に意見を照会しますので、この時点で電線共同溝の整備について情報を得ることができます。電線共同溝の整備道路の指定があると、新たな上空占用が制限されることとなります。その後、電線共同溝の整備計画に基づき建設が進められ、占用予定者となっている事業者の物件（通信線等）を入溝させていくこととなります。

②電線共同溝に当初から入溝する場合

電線共同溝整備道路の指定が行われた後、入溝を希望する事業者は土木事務所に占用許可申請を行ってください。入溝の申請手続に関する詳細は所轄の土木事務所に問い合わせてください。なお、占用予定者となるためには建設負担金が必要となります。

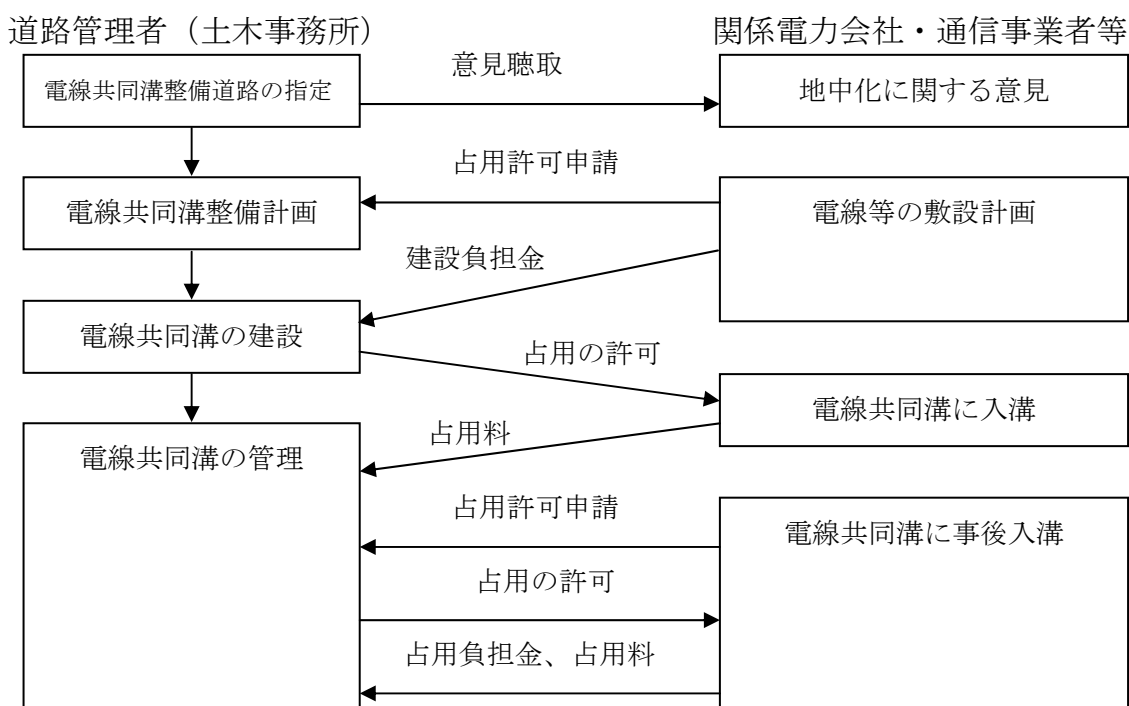
その後、電線共同溝の建設を行って入溝が可能となります。

③既存の電線共同溝に事後入溝する場合

空き管路がある場合には入溝が可能です。電線共同溝を管理する土木事務所に入溝したい旨申し入れて、手続などについて説明を受けてください。なお、この場合にも建設負担金に相当する占用負担金が必要となります。

また、既に入溝している占有者が有する管路やケーブルについて、許可の権利を譲り受けて入溝することができる場合があります。この場合は所轄の土木事務所に権利の譲渡承認申請書を提出することが必要になります。

④手続の流れ（概略）



(2) その他の特殊な敷設方法

①単独で通信線等を埋設する場合（単独地中化）

光ファイバーケーブル等を新たに単独で埋設する場合には、通常の埋設占用物件として占用許可申請手続きを行ってください。

②既存の自社柱に敷設されている自社所有のメタルケーブルを光ファイバーケーブルに架け替える場合

既に架設されている電線等（メタルケーブル等）を光ファイバーケーブルに架け替える場合には、占用変更許可申請手続き（占用物件の変更）を行ってください。この場合申請書の添付書類は簡素化されていて、必須書類は位置図と平面図です。

③既存の他社柱を利用して通信線を設置する場合（共架）

他社の電柱等に通信線を架設する場合は、事前に必ず電柱管理者（所有者）の承諾を得てください。その上で、通常の通信線架設の占用許可申請手続きを行ってください。（電柱管理者の承諾があることを申請書に記載してください。）この場合申請書の添付書類は簡素化されていて、必須書類は位置図と平面図、状況に応じて縦断図・横断図が必要な場合もあります。

④他社の芯線や空き管路を使用して二次占用する場合（共同収容）

他社の所有する芯線の貸与や譲渡を受ける場合や、他社の空き管路に通信線を敷設することができる場合があります。このような占用は二次占用といわれ、物件の本来の所有者であり自ら占用許可を得ている占用者を一次占用者、その一部の貸与や譲渡を受けて使用する占用者を二次占用者と呼びます。

この場合、一次占用者である芯線や管路の管理者（所有者）が二次占用者の占用物件についても管理し、道路管理者の監督処分などについて責任を負うことが担保されれば、二次占用者は道路占用許可申請が不要となります。一次占用者は、占用目的の変更許可申請手続きを行ってください。この場合申請書の添付書類は簡素化されていて、必須書類は位置図、平面図及び一次占用者の管理責任を証明できる文書（通常は芯線や管路の譲渡や貸借の契約書等）です。

※④のケースには貸与や譲渡による場合のほか、IRU契約（破棄し得ない使用权契約）による場合も含まれます。

7 工事の施工要領

(1) 工事实施の方法に関する法令

占用工事の実施方法に関する法令を以下に示すので参考にしてください。

- ①道路法施行令 第13条（工事实施の方法）
 - 第14条（工事の時期）
 - 第15条（道路の復旧の方法）
 - 第16条（技術的細目→道路法施行規則）
- ②道路法施行規則 第4条の4の4（道路を掘削する場合の工事实施の方法）
 - 第4条の4の5（掘削により露出することとなるガス管の防護）
 - 第4条の4の6（掘削土砂の埋戻しの方法）
 - 第4条の4の7（埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分）

(2) 占用の場所に関する法令

占用の場所に関する法令を以下に示すので参考にしてください。

- ①道路法施行令 第10条（占用の場所）
 - 第11条（電柱又は公衆電話所の占用の場所）
 - 第11条の2（電線の占用の場所）
 - 第11条の3（水管又はガス管の占用の場所）
 - 第11条の4（下水道管の占用の場所）
 - 第11条の5（石油管の占用の場所）
 - 第11条の6（太陽光発電設備等の占用の場所）
 - 第11条の7（特定仮設店舗等の占用の場所）
 - 第11条の8（応急仮設住宅の占用の場所）
 - 第11条の9（自転車駐車器具の占用の場所）
 - 第11条の10（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所）
- ②道路法施行規則 第4条の4（道路の交差する場所等における電柱の占用）
 - 第4条の4の2（地下電線の頂部と路面との距離）
 - 第4条の4の3（地下通路の占用の場所及び構造）

(3) 占用物件の構造に関する法令

占用物件の構造に関する法令を以下に示すので参考にしてください。

- ①道路法施行令 第12条（占用物件の構造）
- ②道路法施行規則 第4条の3の2（電線等の名称等の明示）
 - 第4条の4の3（地下通路の占用の場所及び構造）

(4) 工事に関する本県の基準

上記法令による基準のほか、静岡県における工事实施方法の基準について「占用条件書」、「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準」等に示されています。「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準」については所轄の土木事務所に問い合わせてください。

また、占用の場所、占用物件の構造等に関する基準は占用物件ごとに規定されているので、所轄の土木事務所に個別に相談してください。

(5) 占用の条件

静岡県における一般的な占用条件書を次に示します。ただし、許可に当たっては、この他にも個別に条件を付すことがあります。

条 件 書

- 1 道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件等を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めること。
- 2 道路の占有のため工事に着手しようとする場合には、あらかじめ 土木事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出て必要な指示を受けて施行し、工事が完了した場合には、速やかに事務所長に届け出ること。
- 3 道路の占有の許可を明らかにするため道路管理者の発行する道路占有許可済証又は別添附図の標識を占有物件又は工事現場の見やすい箇所に標示すること。
- 4 道路占有者は、道路の占有を廃止しようとする場合には、あらかじめ事務所長に届け出て原状回復について指示を受けること。
- 5 道路占有者は、占有工事の施行又は占有物件の管理に起因して事故が発生した場合には、事務所長に届け出ること。
- 6 道路占有者等は、次に掲げる事項に該当する場合には、事務所長に届け出ること。
 - (1) 相続又は法人の合併により道路占有者の地位を承継したとき。
 - (2) 法人である道路占有者の代表者を変更したとき。
 - (3) 道路占有者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (4) 占有工事の施行を中止し、又は期間を短縮しようとするとき。
 - (5) 占有の廃止又は道路管理者の命令等により、道路を原状に回復したとき。
- 7 占有工事により道路を損傷した場合には、事務所長に届け出て、その指示を受け道路占有者の負担において原形に復旧すること。
- 8 道路占有者が許可証に記載されている内容又は許可条件に違反し、若しくは相当の期間、占有料を滞納した場合は、本許可は取消されることがある。この場合において、許可を取消された者は、占有物件等を撤去し、道路を原状に回復すること。
- 9 道路管理上又は道路工事のため必要と認める場合には、本許可を取消することがある。この場合において、占有物件の撤去又は移設を道路占有者の負担において行うよう命ずることがある。
- 10 占有物件の異常により、道路の構造又は交通もしくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。
- 11 道路の占有により第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、道路占有者の責任において損害を賠償し、又紛争を解決すること。
- 12 占有工事の完了の日から次に定める期間中に、道路占有者が復旧工事を施行した部分又は推進工法により掘削した部分（影響部分を含む。）の道路に沈下、きれつ等の損傷を生じた場合には、道路占有者に当該損傷の補修を命ずることがある。
 - (1) 高級舗装道路の場合 2年
 - (2) 簡易舗装道路の場合 1年

(3) 防じん舗装道路の場合 6箇月

- 13 道路占有者は、道路の占有の許可によって生じた権利義務を譲渡し、貸与し、若しくは担保に供し、又は占有物件を他人に使用させ、若しくは管理させてはならない。ただし、道路の占有の許可によって生じた権利義務を譲渡しようとする場合において、譲渡人及び譲受人が知事の許可を受けたときは、この限りでない。
- 14 道路の占有の期間の満了後、引き続き当該道路を占有しようとする場合には、道路の占有の期間の満了する日の1箇月前までに道路占有更新許可申請書を事務所に提出し、許可を受けること。
- 15 許可証に記載された占有料は、許可の日において適用される静岡県道路占有料等徴収条例に基づいて算出された額であり、同条例が改正された場合には、改正後の条例に基づいて算定された額の占有料を納付すること。
- 16 「道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」(平成19年3月20日付け道管第243号・道保第151号静岡県土木部長通達)に準じて標示施設及び防護施設等を設置すること。
- 17 工事現場には、工事を監督する者を常時配置すること。
- 18 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂、工事用の機械器具、材料等を路面にたい積し、又は散乱させないこと。
- 19 掘削土砂等で消防施設、水道施設、マンホール等の所在箇所を不明瞭にし、又は接近を困難にしないこと。
- 20 工事箇所が住居等に接近している場合には、出入りを妨げない措置を講ずること。
- 21 道路の縦断方向の掘削延長は、50メートル以内で当日中に埋め戻しができる限度にとどめること。
- 22 道路の横断方向の掘削延長は、道路の幅員の2分の1以内とすること。
- 23 工事施行に伴い占有物件を移設する場合には、道路占有者の立会いを求めること。
- 24 工事を執行しようとする場合には、道路附属物及び既設の占有物件の有無、位置、構造等を確認し、事故防止のための措置を講ずること。
- 25 路面の掘削工事を施行する場合には、深さ、土質等に応じて適当な土留工を施し、周囲の路盤をゆるめないようにすること。
- 26 工事中のわき水又はたまり水は、道路の構造に支障を及ぼさないよう路面外に排出すること。
- 27 掘削土砂は、原則として使用せず、全土量を良質土で入れ替えて埋め戻すこと。
- 28 掘削した道路は、事務所の指示する工法で復旧すること。
- 29 工事が完了したときは、速やかに工事用機械器具、発生材等を道路から搬出し、路面及び排水施設を清掃すること。
- 30 工事は「静岡県道路占有工事に伴う復旧基準」によること。
- 31 工事に伴い道路台帳の現況に変更が生じる場合は、申請者の負担において関係図面及び調書を修正すること。
- 32 道路法施行令第9条第1号に規定されている占有期間が10年以内の占有物件については、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止するため、占有許可後、5年ごとに道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、事務所長宛て書面等により報告すること。

8 各土木事務所が管理する道路と占用の窓口

※ 各土木事務所の担当窓口名及び電話番号について

管理課又は用地、維持管理課（上段）：申請手続などの問合せ先

工事課（下段）、支所、分庁舎：工事方法など技術的事項の問合せ先

※ 管理する道路は、管内市町にある指定区間外国道及び県道

事務所名	担当窓口名	住所等	電話番号	管内市町
下田土木事務所	維持管理課	〒415-0016 下田市中 531-1	(0558)24-2108	下田市、南伊豆町 河津町、東伊豆町
	工事第1課 工事第2課		(0558)24-2114 (0558)24-2116	
下田土木事務所 松崎支所	—	〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 629-6	(0558)42-0003	松崎町、西伊豆町
熱海土木事務所	用地管理課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	(0557)82-9166	熱海市
	工事課		(0557)82-9181	
熱海土木事務所 伊東支所	—	〒414-0002 伊東市湯川 546-7	(0557)37-2947	伊東市
沼津土木事務所	管理課	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	(055)920-2210	沼津市、裾野市 清水町、長泉町 三島市、函南町 伊豆の国市
	工事第1課 工事第2課		(055)920-2215 (055)920-2217	
沼津土木事務所 御殿場支所	—	〒412-0039 御殿場市竈 1113	(0550)84-6100	御殿場市、小山町
沼津土木事務所 修善寺支所	—	〒410-2405 伊豆市加殿 36-1	(0558)72-2058	伊豆市
富士土木事務所	維持管理課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	(0545)65-2234	富士市
	工事課		(0545)65-2161	
富士土木事務所 富士宮分庁舎	—	〒418-0034 富士宮市黒田 350-14	(0544)27-1111	富士宮市

事務所名	担当窓口名	住所等	電話番号	管理する道路
島田土木事務所	維持管理課	〒427-0019 島田市道悦5丁目7-1	(0547)37-5274	島田市 藤枝市、焼津市 牧之原市、吉田町
	工事第1課		(0547)37-5275	
	工事第2課 工事第3課		(0547)37-1086 (0547)37-1087	
島田土木事務所 川根支所	—	〒428-0104 榛原郡川根町家山 1313-4	(0547)53-3133	川根本町
袋井土木事務所	維持管理課	〒437-0042 袋井市山名町2-1	(0538)42-3215	袋井市、森町 磐田市 掛川市、菊川市
	工事課		(0538)42-3218 3219	
袋井土木事務所 掛川支所	—	〒436-0073 掛川市金城60	(0537)22-6275	御前崎市
浜松土木事務所	維持管理課	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 12-1	(053)458-7261	湖西市
	工事課		(053)458- 7270, 7272, 7273	

< 県庁（本庁）連絡先 >

静岡県交通基盤部 道路局	道路保全課 道路管理班	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	(054)221-3488
-----------------	----------------	--------------------------	---------------

< 御案内 >

各土木事務所の管理道路の区間のうち、有料道路の区間については取扱い窓口等が異なりますので、御注意ください。

なお、当該区間に係るお問合せは静岡県道路公社（本社 電話054-254-3407、東部管理センター 電話0558-76-5718、西部管理センター 電話053-459-6811）までお願いします。

一般国道 136号	有料道路「伊豆中央道」、「修善寺道路」
150号	有料道路「新掛塚橋」
県道 村櫛三方原線	有料道路「浜名湖新橋」

また、静岡市及び浜松市は政令指定都市であり、指定区間外国道及び県道の管理を移管しているため、お問合せは以下までお願いします。

浜松市土木部道路保全課 電話 053-457-2425

静岡市建設局土木部土木管理課 電話 054-221-1127

付 録

付録 1 道路占用料一覧表

(単位:円)

占 用 物 件	物 件 例	占 用 料		
		単 位	金 額	
			市 の 区 域	町 の 区 域
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	840	840
	第2種電柱		1,300	1,300
	第3種電柱		1,700	1,700
	第1種電話柱	1本につき 1年	750	750
	第2種電話柱		1,200	1,200
	第3種電話柱		1,700	1,600
	その他の柱類	1本につき 1年	75	75
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	8	7
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき 1年	5	4
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	740	730
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	450	450
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,500	1,500
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき 1年	630	630	
広告塔	表示面積1㎡につき 1年	2,100	1,600	

	その他のもの	巡査派出所 公衆便所 交通測定器 水防小屋、消防小屋 消防用貯水池、貯水槽 車両積載重量検査場 公衆用くずかご、灰皿 カーブミラー、 時刻揭示板 公共揭示板 町内案内図板 花壇、フラワーポット 慰霊のための碑表 非常用救命袋固定環 バス待合所、バス停上屋 ベンチ 既存の家屋、軒、塀、庭 送電鉄塔、大型無線基地局	占有面積 1 m ² につき 1 年	1,500	1,500
法第三十二條第一項 第二号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	水道管 工業用水道管 下水道管 ガス管 電話・電気地下管路（単 独埋設ケーブル） 温泉パイプ 果実用防除管 かんがい排水施設 火災報知機用地下ケーブ ル	長さ 1 m に つき 1 年	32	31
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの			45	45
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			68	67
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			90	90
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			140	130
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			180	180
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			320	310
	外径が 0.7 メートル以上 1.0 メートル未満のもの			450	450
	外径が 1 メートル以上の もの			900	900
	法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び 第 4 号に掲げる施設			鉄道施設 本線、支線及び車庫へ の引込線 地下鉄の路上施設 軌道施設 専用引込線 索道 日よけ 雨よけ アーケード がんぎ	占有面積 1 m ² につき 1 年
法第三十二條第一項第 五号に掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの	占有面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額	
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額	
上空に設ける通路	横断歩道橋 非常用階段	占有面積 1 m ² につき 1 年	1,000	820	

	地下に設ける通路	地下通路	占用面積 1㎡につき 1年	620	490	
	その他のもの	地下駐車場 工事中搬入路 階段 栈橋 ベルトコンベア 浄化槽	占用面積 1㎡につき 1年	1,500	1,500	
第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	露店	占用面積 1㎡につき 1日	21	16	
	その他のもの	商品置場 自動販売機 コインロッカー 靴ミガキ 売店（新聞・宝くじ） 材料置場	占用面積 1㎡につき 1月	210	160	
令第七条第一号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	看板 電柱突出し看板 電柱巻付け看板 添加広告 ネオン 装飾灯類 ショーウィンドウ サインポール	表示面積 1㎡につき 1月	210	160
		その他のもの	公職選挙法関係のもの（選挙ポスター等） たばこ、塩、電話、郵便切手販売所を示す規格化された看板 交通安全のためのもの（交通安全看板等）	表示面積 1㎡につき 1年	2,100	1,600
	標識	道路標識 消火栓標識 通学路標識 消防水利標識 距離標識 基準点 水準点 バス停標識 案内標識 理髪業を示すマーク パーキングメーター	1本につき 1年	1,200	1,200	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの	旗ざおのぼり	1本につき 1日	21	16	

		その他のもの		1本につき 1月	210	160
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日 その他の催しに際し一時的に設けるもの	幕	その面積1 ㎡につき1 日	21	16
		その他のもの		その面積1 ㎡につき1 月	210	160
	アーチ	車道を横断するもの	アーチ	1基につき1 月	2,100	1,600
		その他のもの			1,000	820
	令第7条第2号に掲げる工作物		太陽光発電設備、 風力発電設備	占有面積1 ㎡につき1 年	1,500	1,500
	令第7条第3号に掲げる施設		津波避難施設	占有面積1 ㎡につき1 年	Aに0.025を乗じて得た額	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		工事用板囲い、足場、詰所、土石、竹木、瓦その他工事用材料	占有面積1 ㎡につき1 月	210	160
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		仮設店舗 仮設建築物 一時収容施設	占有面積1 ㎡につき1 月	150	150
施設	令第7条第八号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	自動車専用道路の特定連結路附属地 特例道路占有区域 食事施設 購買施設	占有面積1 ㎡につき1 年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
		上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額	
		その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
る施設	令第7条第九号に掲げ	建築物	トンネル上、高架下に設ける施設 事務所、店舗、倉庫、住宅	占有面積1 ㎡につき1 年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
		その他のもの	トンネル上、高架下に設ける施設 自動車駐車場 広場、公園、運動場		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額
設及び自動車駐車場	令第7条第十号に掲げる施	建築物	自動車専用道路、特定都市道路の上に設ける施設 事務所、店舗、倉庫、住宅	占有面積1 ㎡につき1 年	Aに0.018を乗じて得た額	
		その他のもの	自動車専用道路、特定都市道路の上に設ける施設 自動車駐車場 広場、公園、運動場		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額

急 仮 設 建 築 物	令第七條第十一号に掲げるもの	応急仮設住宅	占有面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.014 を 乗じて得た額	Aに0.018 を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの			Aに 0.018 を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.025 を乗じて得た額	
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具		自転車等駐車器具	占有面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.025 を乗じて得た額	
号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	休憩所 給油所 自動車修理所	占有面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.014 を 乗じて得た額	Aに0.018 を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの			Aに 0.018 を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.025 を乗じて得た額	

この表は平成31年4月現在のものです。（金額等が変更となる場合があります。）

※1 法＝道路法、令＝道路法施行令を指します。

※2 Aは近傍類似の土地の時価を表します。

備 考

道路占用料の算出は、静岡県道路占用料等徴収条例に基づき算出しています。

1 か月未満の道路占用許可の場合は、この表の占用料の欄に定める金額に 1.08（平成 31 年 10 月 1 日からは 1.10）を乗じて得た額（占用料の額が 100 円未満の場合は、100 円）となります。

なお、詳しい算出方法は、各土木事務所までお問い合わせください。

- 1 第 1 種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとします。
- 2 第 1 種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとします。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとします。
- 4 A は、近傍類似の土地(令第 7 条第 8 号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第 13 号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとします。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さの 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときには、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとします。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとします。

※占用料については、原則として還付しません。

占用料を納めない場合は、督促状により納付を求めますので、御注意ください。

付録2 道路占用料減免一覧表等

○静岡県道路占用料等徴収条例第4条に基づく道路占用料減免一覧表

該当号	占用物件の種類		徴収の範囲
1号	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの		免除
2号	地方財政法第6条に規定する公営企業(水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業)に係るもの		免除
3号	ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設		免除
	イ 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設(本線、支線及び車庫等への引込線)及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設	(ア)道路が鉄道等の敷地を使用する場合に無償であるとき (イ)道路が鉄道等の敷地を使用する場合に有償であるとき	免除 減免なし
4号	電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)又は電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線(ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては同項の規定に基づく認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)		免除
5号	水道法の規定に基づく民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る水管	ア 本管及び支管	50%減額
		イ 各戸引込管	免除
6号	ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者の設けるガス管(同条第8項に規定する特定ガス導管事業者が同条第7項に規定する特定ガス導管事業の用に供するため設けたものを除く。)	ア 本管及び支管	30%減額
		イ 各戸引込管	免除
7号	住家等に出入りするために設ける通路		免除
8号	ア 街灯(アーチ型のものを除く。)、カーブミラー		免除
	イ くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件		免除
9号	公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件		免除
10号	道路運送法第3条第2項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係るバス停留所の標識及びバス待合所(バス停に付随するベンチ及び上屋を含む。)		50%減額
11号	駐 車 場	ア 駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	75%減額
		イ その他の駐車場	50%減額

12号	電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるものに限る。）、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管	免	除	
13号	ア 農道、林道その他の公共通路（公衆が常時道路の一環として通行している通路）	免	除	
	イ 電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者が設けるもの	(ア)道路管理者及び公安委員会の設ける道路照明灯、信号機又は標識を無償で添加している電柱	免	除
		(イ)支柱及び支線	免	除
		(ウ)共架電力線（電気通信事業者又は電気事業者が設ける電話柱又は電柱に共架する電力線）	電柱の金額の30%減額	
	ウ 電気通信事業者が設けるもの	(ア)道路管理者及び公安委員会の設ける道路照明灯、信号機又は標識を無償で添加している電話柱	免	除
		(イ)支柱及び支線	免	除
		(ウ)共架電話線（電気事業者又は電気通信事業者が設ける電柱又は電話柱に共架する電話線）	電話柱の金額の30%減額	
	エ 公共的団体が設ける有線放送電話柱	免	除	
	オ 公共的団体が設ける架空の電線	免	除	
	カ 公共的団体が設ける水管	免	除	
	キ テレビ受信障害地域におけるアンテナ線	免	除	
	ク 山間部における民家の飲料用の水管	免	除	
	ケ かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設	免	除	
	コ 公共性を有するアーケード、日よけ、雨よけ及びがんぎ	免	除	
	サ 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場	免	除	
シ 電柱、電話柱、軌道柱、消火栓標識、バス停標識又は軌道停標識等に添加された広告物	(ア)市の区域	25%減額		
	(イ)町の区域	20%減額		
ス 電柱巻付看板	40%減額			
セ 街灯又はアーケードに添加された広告物	50%減額			
ソ 昭和63年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化推進に係る計画に基づき新たに占用許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）	6分の5減額			
タ 昭和63年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化推進に係る計画に基づき新たに占用許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件	6分の5減額			
チ 平成16年4月1日以降、無電柱化推進に係る計画に基づき新たに設置された、又は設置される柱状型機器 なお、柱状型機器とは、通常の上空に設置する機器に比べ、小型等で景観の整備に配慮した形状の機器（変圧器、電源供給器、幹線増幅器等）をいう。	9分の8減額			
ツ 平成16年4月1日以降、無電柱化推進に係る計画に基づき新たに設置された、又は設置される柱状型機器の支持柱	免	除		

テ PHS無線基地局	50%減額
ト 国立大学法人（地方独立行政法人法第68条に規定する公立大学法人を含む。）又は大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構において、不特定多数の者が利用する学校を対象とする占有物件で、著名地点として案内する標識など公益性が高く、交通安全に寄与するもの	免 除
ナ 独立行政法人国立病院機構（地方独立行政法人を含む。）において、不特定多数の者が利用する病院等を対象とする占有物件で、著名地点として案内する標識など公益性が高く、交通安全に寄与するもの	免 除
ニ 日本年金機構が政府管掌年金事業（厚生年金保険事業及び国民年金事業）の運営のために設ける施設や物件	免 除

この表は平成31年4月現在のものです。（内容が変更となる場合があります。）

- (注) 1 国及び地方公共団体の行う事業に係る占有料は、道路法第39条第1項により徴収することができないものとされているから、国及び地方公共団体の行う事業のための占有物件に係る占有料は、すべて徴収しない。
- 2 「公共的団体」とは、公共団体より広い意味で公共的活動をする団体（法人に限らない。）をすべて含む。
例 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育会等の文化団体、社会福祉法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、公立大学法人等
- 3 「かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設」には、農業生産物運搬用ケーブル及びその附属施設が含まれる。
- 4 「各戸引込管」とは、道路を縦断している本管及び支管から分岐して道路に横断的に民地側に引き込む管をいう。
- 5 「公共的団体が設ける有線放送電話柱」には、公共的団体が設ける有線放送柱が含まれる。

付録3 警察署の道路使用許可の窓口一覧表

所轄土木事務所	警察署名	担当窓口	電話番号
下田	下田警察署	交通課規制係	(0558) 27-0110
熱海	熱海警察署	交通課規制係	(0557) 85-0110
	伊東警察署	交通課規制係	(0557) 38-0110
沼津	大仁警察署	交通課規制係	(0558) 76-0110
	三島警察署	交通課規制係	(055) 981-0110
	沼津警察署	交通第一課規制係	(055) 952-0110
	御殿場警察署	交通課規制係	(0550) 84-0110
	裾野警察署	交通課規制係	(055) 995-0110
富士	富士警察署	交通課規制係	(0545) 51-0110
	富士宮警察署	交通課規制係	(0544) 23-0110
—	静岡中央警察署	交通第一課規制係	(054) 250-0110
	静岡南警察署	交通課規制係	(054) 288-0110
	清水警察署	交通課規制係	(054) 366-0110
島田	島田警察署	交通課規制係	(0547) 37-0110
	藤枝警察署	交通課規制係	(054) 641-0110
	焼津警察署	交通課規制係	(054) 624-0110
	牧之原警察署	交通課規制係	(0548) 22-0110
島田・袋井	菊川警察署	交通課規制係	(0537) 36-0110
袋井	掛川警察署	交通課規制係	(0537) 22-0110
	磐田警察署	交通課規制係	(0538) 37-0110
	袋井警察署	交通課規制係	(0538) 41-0110
浜松	湖西警察署	交通課規制係	(053) 593-0110
—	浜松中央警察署	交通第一課規制係	(053) 475-0110
	浜松東警察署	交通第一課規制係	(053) 460-0110
	浜松西警察署	交通課規制係	(053) 484-0110
	細江警察署	交通課規制係	(053) 522-0110
	浜北警察署	交通課規制係	(053) 585-0110
	天竜警察署	交通課規制係	(053) 926-0110

この表は平成31年4月現在のものです。

<作成・改訂履歴>

平成14年 8月 8日作成

平成15年 5月16日改訂

平成16年 9月 3日改訂

平成18年 2月23日改訂

平成21年 3月26日改訂

平成23年 4月 1日改訂

平成31年 4月 1日改訂



お問合せ、御意見等ありましたら下記にお寄せください。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-3488
静岡県交通基盤部道路局道路保全課 FAX 054-221-3337